

# 真名本から仮名本へ

——△『詠歌之大概』享受史▽指定のために——

## 要 旨

藤原定家の作歌方法の原理を伝えるテキストの中で、『詠歌之大概』は最も主要なものの一つと言ってよい。同書は真名文だが、後人の手でそれを和らげたかと思われる△仮名本▽が伝存している。仮名本の孕んでいる問題については夙くより論じられていた。しかし近時、同本に関する書誌的批判の進展は著しく、それに応じて、仮名本をいかに位置づけるべきかという根底的な問いかけもまた改めて求められていると判断される。右の見通しに基づいて、論文では、最初に伝本論の課題を批判的に抽出したのち、素朴に「真名本と仮名本の差異は何か」と問うてみる。差異性の根幹を、(1)真名文から仮名文への文体の変移、(2)論述部に付載されている例歌部「秀歌之躰大略」の除棄の二側面に認め、各々の様相を具体的に辿る。(1)については、田中宗清願文を援用しつつ、やや記述的に吟味する。(2)では秀歌例の意味を内在的に、そして前段論述部との関連性を探りつつ位置づける。結局、テキストの転化につれて、真名本における定家の文体・認識、広く言えば定家の思惟像が言わば亜一定家のそれへと転化して行く様を把握しようとする。以上の検討を通して得られる『詠歌之大概』享受史とも言うべき展望を素描するところまで論じたい。

川 平 ひとし

近時、仮名本『詠歌之大概』の書誌的批判の進展は著しい。テキストの性格が次第に明らかにされつつあることに伴って、この△仮名本▽をいかに位置づけるべきかという問いをめぐる課題も又、一層尖鋭化せざるを得ないであろう。右のような判断に基づいて幾分かの考察を試みたと思う。そのために在りうべき課題を直ちに言い立てる前に、まず仮名本伝本論の問題点を見定めておきたい。

## 1 伝本論——批判と課題

夙く、仮名本の伝本ならびに本文と、その含みもつ問題性を明示したのは田中裕の論であった。<sup>(1)</sup> そののち久保田淳による校註・解題を経て、近年、今井明による新出伝本の紹介を含む一連の論考、湯浅忠夫の立論をみることによって、仮名本の書誌については、かつて田中裕の行なった問題提起の段階以上に多くの条件の下で再吟味されなければならなくなったと言えよう。<sup>(5)</sup> ところで私は小論において、伝本論自体や、関連して問われる『毎月抄』真偽問題に相渉ることを意図していない。それゆえここでは、従来の研究に立って考えうる伝本論の課題を、若干の私見を交えつつ摘記しておくに止めたいと思う。

(1) 仮名本の伝本は今後とも博搜されるべきであろう。すでに確認済みの伝本に加えて、もう一本、大阪市立大学附属図書館蔵森文庫本(911・104・REN・森文庫)の存在を知りうる。同本は「西行上人談抄」の後に合写されている(江戸期写)。同抄奥書末に「此一帖了俊相傳了判」と

ある事や、仮名本自体の本文の特徴ならびに左に掲げる全体の奥書、

元禄五霜月中旬

内大臣家熙公以御自筆書之

から判断すると、森本は「了俊本」系統の一本であり、しかも既知の京都女子大学図書館蔵吉沢文庫本(YK911・21K)に近しい本と考えられる。吉沢本は元禄三年(1690)近衛家熙書写本と目されるから、右の記載を信ずるなら、森本は吉沢本からの直接の転写本(あるいは再転写本)と考えられよう。ただし吉沢本は「西行談抄」「詠歌大概」の後に「十躰」「和歌秘々」「草子書様」「文字仕」の諸書(書名はいずれも扉題に拠る)を合写しているから、あるいは森本の筆写者は、吉沢本に基づきながらも「詠歌大概」の部分までを書写し「十躰」以降を省くという操作を加えたのかも知れない。今井の分類を適用すると、森本は「乙類」「第一種」に含めることができ、本文上も既知の伝本の粹を逸脱する特徴を持つものではないが、仮名本伝本の出現はなお在りうることを示唆するものとして注意されよう。

(2) (1)に今しがた記したところを考え合わせると、仮名本伝本の分類論・系統論はこの先も更新され緻密化されて行くはずであるが、その際、諸本の合写状況に現れている通り、『西行上人談抄』『定家十体』『近代秀歌』『下官集』等の流伝史と密接に関連させながら問うべきであることは言うまでもない。たとえば、仮名本自体の奥書に記された、早い時期の流布を伝えるものとして注意される東京大学文学部国語研究室蔵本奥の記載、

に着目してみよう。久保田校註に従えば、右に云う「端」は端作りを、「奥」は本奥書を各々意味していると解される。あるいは強いて読めば、「端」は端作りや本文冒頭部分を、「奥」は本文の後続部分以下を指すとも解される。すなわち、光俊・定円両筆の仮名本と認定したものと把えられよう。ところで、『下官集』の伝本には定円筆本の存在したことを伝える奥書を有するものが見えるから、右に云う「奥」はあるいは仮名本に合写されている「一書始草子事」以下の『下官集』部分を指すとも理解される。すなわち右の記載は、仮名本光俊筆、下官集定円筆たることを加証したものと取れよう。<sup>(8)</sup> 以上のように幾つかの解釈を立てるが、ともあれ右の東大本をも含めて、仮名本流伝時期の比定の問題は『下官集』流伝史と切り離して考える訳には行かないであろう。他の合綴書との関わりも又同様である。仮名本流伝史は、各書の流伝史の束の中に撚り合わせられるように存在しているのである。

(3) 伝本論は最終的に、仮名本成立時点そして仮名本流布の始発点は何時かという問いと不可分であり、伝本の分類論・系統論も右の問いと密接に結びつくことは言うまでもない。ところで、近來の成果により、仮名本にも流伝系統を複数立てうることが明らかとなったが、それらの系統相互の関係については問題が残ろう。今井は相互関係につき、これを明確にするに足る「根拠はまだ乏しい」と慎重に判断を留保している。一方、湯浅は系統論を進めて、積極的に諸本の基になった一つの「祖本」

——真名書きの文辞をより多く残存させた形の——を想定する説を提出している。この問題につき暫く触れてみたい。

私見を結論のみ言えば、「祖本」想定説には同じえない。確かに現存伝本の異同状況を比較・類推して、異文を生む以前の初源の本文の姿を想定することは可能である。しかしそうした観点は結局のところ、諸伝本の本文上の相違を全て吸収した混態本文を、現存してはいないがかつて存在した原型（祖本）と見做し、理念的な像を描くことに帰着するのではなからうか。湯浅の挙げる根拠のみからは、「祖本」推定については十分な説得力が得られるとは言い難い。仮りに単一の「祖本」が実在したとして、仮名本は当の源から派生したとするには、現存各系統は余りに字句・文脈の相違を来しているのではないか。苟も定家の著作の面影を伝える書の文辞が、中世、これ程まで「祖本」に捉われず異文を生みつつ享受されたとは考え難い。仮りに「祖本」が存したのなら、「祖本」の享受者たちは必ずや自在な改変を許されぬまで、その字句に厳しく規制されたのではなからうか。

これを別の観点から考えてみよう。

たとえば『正徹物語』に次の記載が見える。<sup>(9)</sup>

定家の書に、「歌に師匠なし、古きを以て師とす云々。心を古風に染めて詞を先達にならば、誰か哥を読まざらん云々」。

「定家の書」とある事と記載内容とから判断して、右は『詠歌之大概』本文を直接引用する意識で記されていることは誤りあるまい（書物を参照せず記憶のまま引いたとも考えられるが、いま採らない）。してみると右の本

文は——成書としての仮名本に依ったか、正徹自身の真名本訓読になるものであったのかは暫く措くとして——当代における『詠歌之大概』訓読例の一つとして扱えられる。然して、当の引用文と完全に一致するものを現存仮名本の中に見出せない。仮りに正徹が仮名本に拠ったのだとするなら、今日知りうるものとは別途に一つの仮名本本文が流布していたことになる。では我々は新たに「正徹本」を立てねばならないのだろうか。恐らくそう考えるべきではないであろう。『正徹物語』に見る右の事態は、中世、真名本『詠歌之大概』には幾通りもの訓読例がありえたこと、極端に言えば、享受者の真名文訓読の際の用語意識や癖に応じた多様な訓読例が生み出されただろうことを示すものではなからうか。<sup>(10)</sup>

ここで我々は素材に次のように問うてみるべきだと思う。

仮名本にはなぜ幾つもの系統が存在するのか。そしてなぜ各系統の関係を明瞭に位置づけえないのか。

というように。その答えは、真名本は享受されるにつれて種々に訓読され、現存仮名本の諸系統を含む、幾つもの仮名文体のヴァリアントを生むこととなった、という事情に求められるのではなからうか。このように考える時、もはや唯一の「祖本」を想定することを躊躇せざるをえない。また、現存仮名本の系統相互の関係を追究することはもとより可能であるが、あらかじめ「相互関係」の存在を前提として考察を進めることも控えねばならないはずである。結局、仮名本に「祖本」が存在したとするなら、当の「祖本」は仮名本の形態を示すテキストではなく、実は定家の手に成った真名本そのものに外ならなかったであろう。仮名

本は真名本『詠歌之大概』の享受史における一つの存在形態を示すものであり、当の享受の過程、言い換えれば享受者の意識と認識こそが、本文の形態に幾種かの——今井に拠れば、甲乙丙三類、下位区分を含めると五種の——各々独自の異相を派生せしめたのだと言えよう。仮名本諸伝本の含みもつ問題性は述べたような問題領域の内にひとまず定位されるものと考えたい。

(4) 当の真名本を訓読したテキストの成立は何時なのかを歴史的に解明することは(3)でも触れた通り)ひとつの課題であるが、逆に後代、その種のテキストが存在することへの関心がどのように現れているかを押えておく必要もある。無論、仮名本の存在そのものが、それを証示しているけれども、ここで言うのは書誌的な関心に基づいて仮名本に言及している例である。

今日の我々の関心より早く、すでに後水尾院抄『詠歌大概併勅抄』において仮名本に関する記述が見られる(田中裕紹<sup>(11)</sup>)。改めてこの種の享受の意味について考えてみたい。問題の要点は二つある。一つは、こうした関心は何時の頃から形成されたかであり、他の一つは、その際参照されていたテキストは如何なるものであったかである。

第一の点について検討すると、事の始発は後水尾院よりやや早く、恐らく紹巴あたりに求められると思う。紹巴の『詠歌大概抄』(書陵部蔵本 501・490)に、

一物のよし道達院殿大学ニ物字をことゝよめるとて、ことゝよみ給へり、  
乍去定家卿仮名にあそはして誰にやらんつかはされしには、ものゝ

とあるとなん

と仮名本への言及がある。<sup>(12)</sup> 仮名本を定家作としている点と合わせて注意される。ただし末尾に「……とあるとなん」と伝聞の形で記されているのは実見に基づく説ではなかったことを示していよう。紹巴抄は奥書<sup>(13)</sup>から天正十年(1582)成立と見られる。右の条りは、同時点での仮名本享受の一面を伝えていると共に、前述した第一の問題点にひとつの年代的な目安を提供するものである。

紹巴抄の趣意は後陽成院の註書にも継承されたかと思われる。同抄『詠歌大概後陽成院御抄』(書陵部蔵本501・438)に、前引の言説に照応すると覚しい記事が次の如く見える。

或抄にもこのよしをしらんか為と定家卿仮名にかきて誰人やらんにつかはずと云々

ここにおいても言及は間接的である。のちの後水尾院抄に至って始めて、仮名本の本文は直接披見の上、引用されることになるようである。すなわち同抄には、仮名本は冷泉家蔵本であること、その題号、成立事情の説、奥書などが記されている。当の本文の姿如何——先記した第二の問題——を問うという当面の目的のために、後水尾院抄の記載を、仮名本への言及の見られる他の箇所と併せて、改めて引用してみよう。<sup>(14)</sup>

(a) 此序仮名にて書たる本<sup>冷泉所持古筆也</sup>あり。是には詠和歌大概と五字也。和の字入たるは聞宜からざるほどに除之歟。此仮名の序は、定家はじめ仮名にて書たる草本などを、若何人ぞ写留たるやうのこと歟。奥書に京極中納言定家卿、梶井宮へまゐらせられけるとなむ。まこと

に故あるかな。可秘可秘とあり。真名の序とは少少不同のことあり。

(b) 仮名にて書る序には、ものよしあしをしらんために、白氏文集第一第二帙を、つねににぎりとりもちてあそぶべし。ふかく和歌の心に通ずるなりとあり。

(c) 又仮名の序にも、古風に心をそめとあり。

(a)には異文が存在する。静嘉堂文庫本(『詠歌大概注』517・15・21830)並びに京大学文学部史学科閲覧室蔵本(『後水尾院御講釋詠歌大概三卿問書』せー5・3)<sup>(15)</sup>には、(a)の末尾近くの「可秘く」まであり(それ以前にも少異あり)、後に、「如此あり、然者定家自筆にてハあるましき也」(静嘉堂本に拠る)と付言されている。仮名本の評価について院なりの見解があったことを伝えているのである。それはともかく、傍線部は院の披見したと思われる「冷泉所持」の仮名本の字句を伝えるものとして注意される。ただし(c)には何らかの本文上の乱れがあるかも知れない。先掲静嘉堂本に「心に古風をとりあり」、京大本ならびに東北大学附属図書館蔵狩野文庫本(『詠歌大概鈔』狩4・10286・1)<sup>(16)</sup>には「心に古風を染と<sup>そめ</sup>かゝれたり」とあり、これら三本の引用の形に拠るべきかと思われる。而してこれらの引用文を、仮名本諸伝本と照合すると、最も近いのは東大本であり、他本はやや相違する。しかしながら、東大本の内題は「詠詞大概」の四字であって、(a)に云うところとは異り、奥書もまた異っている。従って「冷泉所持」本は現存東大本と本文は似通いながらも、なお別途の流伝を辿った本かと推測される。以上のように後水尾院抄の記載から、近世初期に伝存していた仮名本の本文の一端を知りうる。こうした仮名本へ

の書誌的な関心は、後水尾抄院ののちも、同抄の影響著しい靈元院抄（京都大学附属図書館蔵中院本『詠歌大概聞書』（中院VI・6）<sup>(17)</sup>）や、靈元院抄をも踏まえた『詠歌大概講義大略』（三手文庫蔵二本）<sup>(18)</sup>などに継承されている。伝本論は、右のような旧き研究史上の註書類に現れた、仮名本への関心・言及をも擲い上げ、かつ論点の中に組み入れるべきだと思ふ。

## 2 問われるべき前提

さて、やや煩瑣に亘った伝本論への私的コメントを閉じて、改めて仮名本の問題性に思いを致すと、課題追究のためには、前提的な事柄を問い直しておくことが反って必要なのではなからうか。

たとえば次に記す三点は、すでに明証事であるかのように見える。

- (1) 真名本は定家作であること。
- (2) 仮名本は真名本を和らげたものであること。
- (3) 仮名本は定家作ではないこと。

従来の諸論は、これらを問うまでもない前提としてきたと思われ、私もまたこれらを論の出発点とする立場をとりたいと考える。しかし、右の諸命題の所以を辿り直すことによって、むしろ在るべき課題の端緒を捉えることができるのではないか。すなわち、これらは一旦は問われるべき前提であるように思われる。

確かに(1)について言えば、真名本の一本（久松潜一蔵本）<sup>(19)</sup>は定家自筆本を為秀が書写したという信ずべき伝来をもつこと、真名本本文には伝本により重大な変差が認められないこと、<sup>(20)</sup>また長く定家の著作として受容

されてきた歴史等から、事の次第を疑う必要は乏しい。また真名本本文の単一性と仮名本本文の多様性あるいは揺れ、そして仮名本の文体から判断すると、真名本の先出、しかも同本を訓読した結果、仮名本は成立したと解する、すなわち(2)を考えるのが順当であり、その逆は不自然とすべきであろう。とすれば訓読→仮名文化は後人の所為であって、そこから(3)もまた自ずと推論されるであろう。

しかしながら、先に参照したところに現れていた通り、旧研究史は必ずしも右の如く把えてはいなかった。(1)はともかく、(2)・(3)について旧研究史は我々とは別箇の見解を示していた。考えてみれば、真名本のみならず仮名本をも定家真作と認め、両本共々流布したのだとする見方も、論理的には有りえよう。仮名本を定家自著の「草本」に基づき、何人かが写し留めたものかとする先引の後水尾院抄は、そうした立場を示すものであろう。この種の見方は後水尾院抄以外にも散見される。たとえば、題号は「詠歌大概」か「詠歌之大概」か——四字か五字か——という古くよりの問題点<sup>(21)</sup>に触れて『詠歌大概抄講談密註』（静嘉堂文庫蔵517・15・21840）<sup>(22)</sup>の云う、

又定家卿正本に仮名にて書給一本あり、それにはのゝ字ありとなん、以前には仮名にてありしを、後、真名に直し給にや

なる言説は、仮名本先出、仮名を真名に書き改めたとしている。また『詠歌大概秘事直談鈔』（静嘉堂文庫517・15・21838）<sup>(23)</sup>は先後関係には触れないものの、次の様に註している。

又定家卿仮名にて書給一本有、其にはのゝ字を入たりとなん

一説、真名に書給

ふは尊快親王へ進せられし本也、  
仮名は式子内親王へ進し給ふとそ

仮名本は式子に宛てたものとする説は奇警であり、斥けるべきであるが、真名・仮名両本は執筆対象が相違していたと解する点は注意してよいと思う。これら近世の註書類の言説は一部に怪しげな面を含みながらも、真名本・仮名本の成立事情をめぐってさらに細かに検討する余地やそのための視点がありうることを我々に教えている。そして右の書どもはいずれも先記した(2)・(3)とは全く逆の前提に立っている。もとよりこれらの言説は、仮名本の存在とその由緒を素朴に信ずることによって生じたものと思われるが、旧き研究史にすでにこうした見解の見られることは留意される。

翻って、今日知られる仮名本伝本の所伝に拠れば、先掲東大本奥に記されている如く、仮名本流布の時期は、光俊・定円らの鎌倉中期にすら遡行せしめうるかにも見える。仮名本は単に後代的なものとして過小評価されるべきでなくなってきたのである。こうしたテキストの遡行ともいべき事態は本文内容についても見られる。

そもそも問題提起者である田中裕は、真名本・仮名本の差異を認識の齟齬に求めていた。すなわち真名本に見られる定家の本歌取技法に対する方法認識と、仮名本に記されたところのそれとは異なり、論理的そして理論的齟齬を来しているとするものであり、その論点は仮名本の記述のほとんど一点を重視したものであった。ところが、今井明の批判する通り、伝本論の成果に拠れば齟齬は必ずしも絶対的ではなく、別系統のテキストに依拠すれば、仮名本はむしろ、の理論をある意味では正確

に汲取る形で訓読しているとも解され、云われていた齟齬は——依然として一点についてだが——相対化されつつあると言ってよい。両本の溝はやや埋められ、差異性もまた薄められつつあるかのように見える。

大きく俯瞰すれば、旧研究史は、(2)・(3)の逆の命題を素朴に前提としており、一方、新研究史は、一旦設定した(2)・(3)の前提を、書誌的事実をもって、前提そのものには相渉らずに、相対化しつつある、と言うことができるであろう。以上のように新旧の研究史を考え合わせるとき、論の出発点となるべき「前提」の当否ではなく、その内実、自体の検証を、むしろ課題として設定する必要があるのだと思われる。そこで改めて問題を一つの簡素な形に絞って、

真名本と仮名本の差異は何か。

という問いを立ててみよう。そもそも真名本・仮名本の間で何がどのように転位・変移しているかを具体的に尋ねてみたい。右の問いは両本の性格を共々見定める問い、そして何をもって定家的なものと捉えるかという問いと深く結びつくはずである。

### 3 差異性の計測

両本の差異性を吟味するために、従来とは異なる観点や工夫を用いることはできないだろうか。

たとえば次のような観点を導入してみよう。定家の仮名遣の原則に照して、仮名本の仮名遣には矛盾が認められないか否か。仮りに矛盾を存

しているのなら、仮名本は定家自身の用字意識と乖離していることを証示しうるであろう。そこで国語学の教えている定家仮名遣の原則のうち、定家の使用例において際やかに踏襲されていたと思われる「を」と「お」——『下官集』に云う「緒之音」と「尾之音」——の使い分けを採り上げて、仮名本本文の用字を点検してみよう。

仮名本中に見える多くの「てにをはの詞のをの字」は、『下官集』に「お」と区別して記されている通り、仮名本においても乱れは認められない。しかし「てにをは」に乱れないことは当然と言えよう。

それ以外で問題となりうる用字を、仮名本の一本、東大本について見ると、次の五箇所を抽出しうる。

- ①新古今の哥をなくこれをもちあるへし
- ②いにしへのうたにをいては
- ③五句のうち三句にをよは
- ④なをこれを案せよ
- ⑤をなしこと葉をもて古哥の詞を詠するは念なし

これらが大野晋による調査「藤原定家の仮名遣実例」に照らしみると、②の「をいて」については該当例を見出せないが、④の「なを」は高松宮本古今集に二例(1001・1001)、同後撰集に一例、(1091)、伊勢物語(天福二年本)に一例、御所本更級日記に一例と、いずれも符合する例を見出しうる。同様に③の「をよは」(をよふ)と「を」の字を用いる例は、高松宮本拾遺集一例(891)、更級日記一例、自筆本近代秀歌二例が存し、③・④は共に定家の実例と矛盾しない。ところが、①・⑤に二度用いられて

いる「同じ」を「をなし」と表記する例は、一つも見出せない。「同じ」は定家にあつては例外なく「於なし」(おなし)であり、大野の挙げる各書の多数の例がこれを証示している。ちなみに自筆本近代秀歌について見ると、「おなくつづけつれば」とある「おなし」は、「おもしろきさま」、「おもむく」、「おもむき」、「人の心おとりて」、「おもひいれて」、「おもへる」、「おもふ」、「おや」、「おいにのそみて」、「おほかた」と同じく「お」と表記されており、「たけをよひかたく」以下「をよふ」の五例、「をしへ」、「とをくきく」、「をのつから」、「さなからをき」、「をのく」などの「を」とは明確に区別されている。<sup>(26)</sup> 仮名本中の用字①・⑤は定家の用字法の規範から逸脱する例を含んでいることになる。

これを仮名本諸本について検してみよう。各類・各種の主要な伝本について(以下、今井の分類名に従う。二次的資料である乙類第三種の頓阿本を除く。また同類第一種は平松本で代表させる。後段で本文異同を問題にする際も右に效う)問題箇所を列挙し、各々定家の実例(同様に大野晋に拠る)との合致の別を、○×の記号で用例の頭に註する。(×は前出東大本の②の如く実例との照合を差し当りできないもの、あるいは漢字表記を用いているため確認しえぬものを示している。)

・書陵部本〔甲類〕

○①新古今の哥おなくこれをもちあるへし

\*②いにしへの哥にをきては

○③多そのおなし詞これを詠す

×④五句の三句におよは



\*⑤同|ことをもちて古今のこと詠するハ無念

・伊達文庫本〔甲類〕

○①新古今のうたお|なくこれをもちあるへし

\*②いにしへの歌にを|きては

\*③多くその同|し詞これを詠す

×④五句の中三句におよは

\*⑤同|ことをもちて古歌の詞を詠するは無念

・京大平松家本〔乙類第一種〕

\*①新古今の哥同|くこれを可用

\*②古の哥にを|きてハ

\*③五句のうち三句に及|は

\*④猶|これを案せよ

\*⑤同|詞をもて古哥心を詠する無念なり

・久松本〔乙類第二種〕

○①新古今古今の哥お|なしうこれをもちあるへし

\*②いにしへの人の哥にお|きては

○③おほくそのお|なしきことは

×④五句の中に三句におよは

○⑤なを|これを難せよ

\*⑥同|ことをもちて古哥の詞を詠するは

・東大國語学研究室本〔丙類〕(前引)

頭の記号により明らかな如く漢字を多く宛てる乙類第一種本(掲げた平

松家本以外の伝本も全く同様の傾向を示す)のように明確にし難いものを除くと、各類とも×印を含まぬものは存在しない。つまり現存仮名本はほとんどの系統において、定家の仮名遣の規範に合致しないものを何がしか含んでいることになる。仮名本は定家の用字法と乖離する面を含み持っているのだと言えよう。

ただし無論のこと、現存本はいずれも幾度か転写されて伝存していると考えられ、必ずしも各系統の成立した折の原初の姿を留めていると見做すことはできない。それゆえ、現存本の形をもって直ちに定家の用字法との合致如何を振り分けることは妥当でないとも言えよう。しかし現存本に拠る限りでは、仮名本は定家の用字意識とその規範に照応しない面を含んでいることは強調されてよいと思う。おのずとここに仮名本は定家自身の認識・営為と齟齬するものであることの徴候を読みとることができよう。

用字法の側面に甚大な意味を認め、かつこれを決定的な物差しとするという立場を取れば、右をもって仮名本と定家の所為との異和を云うための証左と見做すこともできよう。しかし、右述した転写本であることの問題を考慮し、さらに、文学的テキストに籠められた定家の認識は一層大きな広がりにおいて存在していたとする見方に立つなら、差異性の検討はさらに別種の判別方法を用いながらなされるべきであろう。

#### 4 差異の根幹

真名本と仮名本の相違——先に記した前提(命題の論理を肯定しつつも、

その内実を吟味すべきであるという考えに立つことを重ねて断っておくに即して言えば、真名本から仮名本へと訓読される過程で生じている相違——を、ごく素朴に記述すれば、それは次の二点に要約されよう。

A 真名文から仮名文へと変えられていること。

B 真名本付載の「秀歌之躰大略」は仮名本において除棄されていること。

Aは文体の問題に、Bはテキストの構成の問題に関わるが、A・Bともに、かつて論じられた差異性の問題——本歌取方法論をめぐる認識の齟齬如何という論点——がより論理内容の深層に根差していたのに比すると、表層に関わるものに過ぎないようにも見える。しかし定家の語感や氣息の如きものと結びつくA、そして論理構成の行方如何を示すBは共々、テキストを支える内質の変移の問題と深く関わっているのではなからうか。素朴ではあるが基幹的などころから改めて問い糺す必要があるのだと考えたい。

## 5 雑仮名文の問題

まず前節のAの側面について考えてみよう。仮りに、仮名本の文体の中に定家自身の真名文訓読の方式と齟齬を来している徴証を見出すことができるとすれば、我々は両本の乖離を、そして仮名本は定家の所為とは相容れない作爲によって成立しえたことを証示できるに違いない。そこで事の傍証を得るために、一旦『詠歌之大概』両本の外側へと視野を拡げて、一つの模範例あるいは試験例として『法印宗清石清水八幡宮立

願文章案』を採り上げてみたい。同書は、石清水の祠官田中宗清が自身の所願を記したものである。早く建保五年(1217)宗清の依頼により大江周房が真名文で草していたもの(『権別当宗清願文章案』)を、のちに定家に誂えて仮名交り文に改めたものであり、貞応二年(1223)十月の年記をもつ定家筆本が伝存している(天理図書館現蔵)。双方の書を見較べることによって、もとの真名文を、定家はどのように訓読しかつそれを仮名文に書き改めているかを具体的に辿りうる。もとよりここに現れたところのみを定家における真名文訓読法の原理そのものであると断ずることはできないが、定家の真名文訓読——仮名文化の嘗為を如実に示す一例であることは間違いない。幸い宗清の裏書をもつ真名願文が石清水文書中に見え、一方、定家筆の仮名願文は右述の如く現存しており、我々は原態(29)さながら、高い精度をもつ二つのテキストに即して定家による訓読——仮名文化の過程を検証しうることになる。このように考えるとき、仮名願文の加証奥書で近衛信尹の云う通り、同資料は我々にとってもまことに「不可思議之一軸」(31)である。その上、当仮名願文については、すでに小林芳規による分析があり、国語学の成果から豊かな示唆を得ることが(32)きる。

さて両テキストを我々の意図に引き寄せて検するにつけても、あらかじめ考慮されるべきことは少なくないが、それらは当面の視点を無効にするものではないと判断される。むしろここでは、定家が仮名雑り文——化——雑仮名化——する際、もとの真名願文を机辺に置いて、如何に忠実に訓読・筆記の作業を進めたかを示すに足る箇所を二三例示しておく

たい。

(1) 仮名願文第二条（真名願文第二条）中の、

右別当の転任檢校に転任のかはり一の権別当をもちてかならず別当に補すへし

斜線で定家が見せ消ちに行っている「転任」の二字は原真名文に

右、別当転任檢校之替、以一権別当、可奉補別当

の如く傍線を付した字続きになっている故に、定家は一旦原文のまま記し、続けて「檢校に転任の」云々と訓読したあと、語の重複を避けて「転任」の二字を削除したものと推定される。

(2) 同第六条（同第一条）の条目

宮てらの僧俗たやすく不可任官すへからさる事

真名文の「宮寺僧俗不可任官事」を読み合わせると、(1)と全く同様の例であることを明らかであろう。

(3) 同第七条（同第一三條）冒頭部

右鵝眼驪牙齊紈越布の類庫倉ニおさめむもの

「越布の」の「の」字は下に一旦「之」と書き、「の」と重ね書きされている。これは真名文「右、鵝眼驪牙齊紈越布之類、納庫倉之物」の「之」字に規制されたものであろう。

(4) 同第九条（同第一四條）中の、

亘時不斷の念佛をとなへて永代無朽の善根を修せむ

の「永代」は、下に「永く」と書いた上に「永代」と重ね書きしている例。定家は一度は「永く」と和解したものの、原文「唱亘時不斷之念佛、修永代無朽之善根」に見える「永代無朽」という熟した表現をよしとして書き改めたと推定される。

これらの微細な手入れの中に、真名・仮名相互の語性・表現性を計りながら、前者から後者へと字句表現を交換している定家の用語意識の生々しい現れを看取しうるように思う。そうだとするならば、その交換の様態の中に、唯一とは言えぬまでも、定家における一つの原則を認めてよいであろう。而して、ここに想定しうる原則を一つの物差しとして設定し、これに、真名本『詠歌之大概』と仮名本の相関性の様態を照らし合わせてみたい。

真名大概のうちの真名文字で、真名願文にも見られる文字が仮名願文においてどのようにに訓読されているか、想定しうる定家の原則、そして同じ字の真名本・仮名本における用例を、最初に、但・已・殊・只・未・全・更の七字についてとり纏めてみよう。

			真名願文の用例数	仮名願文の用例数	原則	真名大概の用例		
但	已	殊	8	6	但／たゝし	甲	乙	丙
			3	1	已／すてに	甲	乙	丙
			7	6	殊／ことに <small>(他ニ熟語I例アリ)</small>	甲	乙	丙
						真名大概の用例		
						1	1	1
						但取古歌詠新歌事	已為流例	殊可見習者

  

		仮名大概の主要伝本の用例		
但	已	甲	乙	丙
		但し	たゝし	但
		已	(ナシ)	すてに
		殊に		ことに
				ことに
				たゝし
				(詠す)ゝでに
				ことに

更	全	未	只
1	2	4	1
0	1	4	0
*	全／またく	未／いまた	*
1	1	1	1
更不可詠之	全雖何度不憚之	求人未詠之心	只以旧歌為師

三十六人集之中殊上手歌

ことなる	ことなる	ことなる	ことなる	ことなる
(ナシ)	(ナシ)	たゞ	たゞ	たゞ
いまた	いまた	いまた	いまた	いまた
またく	またく	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)
さらに	さらに	更に	更に	さらに
		(真名文脈)		

先述の通り、直名願文の原文は仮名願文において一部削除されているから、両者の用例数は必ずしも一致しない。従って「只」「更」のように仮名文中の用例が零のものもあり、これらについては\*を付したように、訓読の様を知りえない。しかしその他は、用例から、訓読・仮名文化における「原則」として、同項に示したような対応関係を知りうる。ただし、深く考えるまでもなく、「但／たゞし」を始めとして、これらの対応はいずれも他に置き換えることの難かしいほど安定した例である。それは\*を付した箇所と同様で、「只／ただ」「更／さらに」以外の対応は考え難い。而して真名・仮名大概の用例を参照するに、右に述べた安定度に相応して、おおむね変差は見られない。すなわち掲げた文字どもについては、定家の原則と仮名大概の様態との間に矛盾は無い。しかし定家の語感というような微妙な領域に触れつつある当面の我々にとっては、ここに検討すべき問題が存在していない訳ではない。それを今「殊」「全」の場合について細かく見てみよう。

「殊」字は真名願文に七例見える。うち一例を含む部分の字句は仮名願文段階で削除されている。残る六例は二色に分かれる。第一は「殊」を「ことに」に改めるもので、「殊被于吾朝者歟」(第一条)を「ことに

わかくに、かうふらしめたるものか」と訓じている例を始め、四例を数える。第二は、「為宮寺有殊功者」を「宮寺のため殊功あらむもの」とするもので、同一の語「殊功」を保存している例が他に一つ、都合二例存する。すなわち定家の訓読の原則には、「殊」を「ことに」と訓ずるものと、「殊功」の如く熟語として扱うものが併存している。一方、真名大概の用例は①「殊可見習者」②「三十六人集之内殊上手歌」の二つ。仮名大概を見ると、①はすべて「ことに」(ないしは「殊に」)、②は諸本とも「ことなる」に対応している。「ことなる」は差し当り抽出しうる定家の原則から逸脱していることになる<sup>34)</sup>。

「全」字は真名願文に「雖有人之煩、全非神之饒」(第一条)の例を見る。これに対応する仮名願文は「人のわつらひありといへともまたく神のかさりにあらず」。「全」字は他に一例(第二五条)在るものの「一期之壽算是全」であり、「全し」あるいは「全くす」の例と考えられる。また同例は仮名願文においては除棄されており、参照しえない。しかし右の掲出例によれば、原則は「全／またく」である。真名大概の例「如此事、全雖何度不憚之」に対応する仮名文の、本文異同を検すると、「またく」の如く原則に従うもののある反面、対応する語なく、当該字のニ

ユアンスの省略されているものも並立している。

このように真名の原文から何ほどか遊離する様を見出すことができよう。さらに、「更」字の仮名大概・乙二の形のように、当該部分については敢えて原文を訓み下さないものの在ることに注意すべきである。重要なのは、こうした一定の遊離現象は仮名本の特定の系統にのみ偏って見られるのではなく、先表に太字で示した通り、散在しながらも、各系統に亘って等しく認められるという事実である。さらに別の文字について検討してみよう。

### ○「之」

「コレを」云々の例は真名願文に八例ある。仮名願文と対比して一々例示する。

- ① 密宗者許之——密宗ハこれをゆるす
- ② 少々借請而雖用之——少々かりうけてこれをもちあるといへとも
- ③ 連々指合不償之——連々さしあひてのはさるあひた
- ④ 薬師堂自本有之——薬師堂もとよりこれあり
- ⑤ 観音堂依先師之願可建立之——観音堂先師の願ニよりて建立すへし
- ⑥ 購取可放之——あかひとりてこれをはなちかへすへし
- ⑦ ⑧ 持念之修行之——これを持念しこれを修行して

八例中五例はすべて「之／これを」の対応に従っている。しかし語調によって④の如く「これ」とあるもの、③⑥の如く「之」を省いて訓じているものも見られる。

真名大概に同種の「之」は一〇例（他に「秀歌之躰大略」部分に一例）と

多用されている。仮名大概では、「之」を省略する傾向が見られ、五箇所保存する久松本の他はいずれも四箇所を残すのみである。先掲した比較的よく踏襲されている原則に照らすと、異和が認められる。ただし原則に沿わない場合も存するのだから、差異性の著しい徴証と断ずることできない。なお湯浅は、仮名大概諸本に共通して現れる「之／これを」の対応箇所を、「祖本」の原態を留めるものと解するようであるが、それを証する確かな根拠は、右の次第をも考えると、差し当り得られないのではなからうか。

### ○「染」

動詞の例の中に、双方比較しうるものとして「求」「用」「及」「染」を検索しうるが、問題の少ない三字を略し、「染」を例示しよう。願文では次の一例を見出しうる。

汝為我誦念経呪、染心冷思、與汝共上洛——なむちわかために経呪を誦念す心にそみおもひを□すなむちとゝもに上洛して

真名大概の「染心於古風」に近い例であり興味深い。仮名大概の異同は、

心に古風をそめ（書陵部本・伊達本）

心を古風にそめて（平松本）

心に古風をそめ（久松本）

心に古風をそめ（東大本）

「そみ」に対して「そめ」であり、互いに親和しない。ただし仮名願文で空白になっている部分は「冷」字を訓ずるにつけても、上の「心に

そみおもひを」という繋がりと即応しないものを感じた故なのだろうか。「心にそみ」も座りの悪いまま一旦据えられたものなのかも知れない。

○「雖」

「雖」は真名願文に一六例。うち仮名願文に対応字句を欠く四例（中に「雖為」の例二つあり）を除くと、検討しうるものは一二例を数える。

- ① 誠雖遍——まことにあまねしといへとも
- ② 雖身之恩潤——身のうへのこといふとも
- ③ 縦雖暫譲与——たとひしはらくゆつるとも
- ④ 雖帶官位——官位をおひたりといへとも
- ⑤ 但雖長頭蜜之修学——たゞし頭蜜の修学ニすくれたりといふとも

	書陵部本	伊達本	平松本	久松本	東大本
① 雖為一句	(ナシ)	(ナシ)	一句といふとも	一句といふとも	一句といふとも
② 全雖何度不憚之	またくいくたひなりともはゝかるへからす	またくいく度なりともはゝかるへからす	いくたひもはゝかるへからす	いくたひなりともはゝかる	いくたひなりともはゝかるへからす
③ 雖二句更不可詠之	二句なりともさらに詠へからす	二句なりともさらに詠へからす	二句なりとも更に詠へからす	雖二句更不可詠	二句なるもさらに詠すへからす
④ 雖非和哥之先達	和哥の先達にあらずといふとも	和哥の先達にあらずといふとも	和哥の先達ならすといふとも	和哥の先達にあらずとも	和哥の先達にならずといへとも

四例とも通常の逆接の例ではあるまい。すなわち、願文によっても定家の原則を抽出し難い方の例である。諸本の揺れは小さくない。五本一致する例は皆無であって、一部重なり合いながらも、各系統独自の訓読法に従っていると解されるのではなからうか。

○「於……者」

- ⑥ 雖用之——これをもちゐるといへとも
  - ⑦ 雖及八箇度——わつかに八ヶ度をとくといへとも
  - ⑧ 志雖切——心さし切なりといへとも
  - ⑨ 但雖憑我——われをたのむといふとも
  - ⑩ 雖有人之煩——人のわつらひありといへとも
  - ⑪ 若雖得自断——もしみつから断する事えたりといふとも
  - ⑫ 縦雖受何身——たとひなにの身をうくとも
- ①④⑥⑦⑧⑩の如く、通常の逆接の場合、原則は「といへとも」。縦・但・若などの加わる場合（②は例外）、右の原則以外の形に変移していることが知られる。さて真名大概の「雖」は四例。次のように対照される。
- ① 於身之要人者——身の要人におきてハ
  - ② 於執行者——そもく執行は
- 「於……者」の例六例、ただし仮名願文に見えない一例を除き、五例に着目してみる。
- 「於」は真名願文に一二例。『大概』の用例を考え合わせて、いま

③於奉<sup>(禮)</sup>忽緒神者——神を忽緒したてまつらむにきてハ

④於其勤行者——そのつとめをこなひにおきてハ

⑤但於有過分之不当者——たゞし過分の不当あらは(いかてか……)

特殊な表情の加わる②⑥を例外とすれば、訓読の原則は「於……者……」／  
におきてハ」であると認められる。『大概』の例は次の通り。

於古人歌者　いにしへのひとの歌にきてハ(書陵部本)

いにしへの人の歌にきてハ(伊達本)

古の哥にきてハ(平松本)

いにしへの人の哥におきてハ(久松本)

いにしへのうたにいてハ(東大本)

東大本の音便形を無視すれば、想定される原則にすべて符合している。  
きわめて安定した例と見做される。

○「以」「以……為……」

「以」は真名願文に一九例。うち四例は仮名願文に見え。それゆえ対  
照しうるのは一五例。これに関しては(前項も同様の例であったが)す  
で小林芳規による次の指摘がある。

用言が「て」等の附属語に続く際に生ずる音便の例は一つも見当ら  
ない。いずれも連用形の原形のままて用いられているのである。

小林は右の如く説き、「かきて」「そむきて」以下、「もちて」を含め、  
「のそみて」「えらひて」に至る例を列挙している。仮名本には、一つ  
の明確な規範が存在するのである。真名願文をも引き入れて検討しよう。  
「以」の場合と、『大概』にも例の見える「以……為……」の場合とに、便

宜的に分けて考えたい。まず「以」の七例を見ると、特徴的に現れてい  
るのは、小林が仮名願文の側から指摘した三例の「もちて」である。す  
なわち、

以一権別当可拳補別当——一の権別当をもちてかならず別当に補すハ  
し

を始め、是以——ここをもちて、以此功德——この功德をもちて、の規  
則的な対応を認めうる。他の四例は、

・遂以令逝去——つゝに逝去

・以飭一日之道儀——かならず一日の道儀をかざるへし

・以其一羞神明、以其一先苑供佛——その一を神明ニすゝめその一を供  
仏にあてむ

の如く、文意と語調を汲んだ故と思われる訓読法を窺うことができ、個  
々様々である。

「以……為……」の検討すべき八例についても当然ながらほぼ似た傾向を  
観察しうる。

以執行為探題——執行をもちて探題とすへきゆへなり

我大菩薩者、以薬師観音彌勒為本尊——わか大菩薩は薬師観音彌勒を  
もちて本尊としたまふ

以薬師観音彌勒、為我本尊——薬師観音彌勒をもちてわか本尊とす  
以此常行布施之力、必為無上菩提之縁也——この常住布施のちからを  
もちてかならず無上菩提のえんとせむ

のように、原則は「以……為……」をもちて……とす」である。残る四例

は左の通り。

・以正直可為先、寺務之輩守旧規可行事——正直を先とし寺務のともから旧規をまもるへし

・以碩学法器者一人、可為山之執行——碩学法器の人ひとりを与えらひて御山の執行とすへし

・以公胤実任雅縁可為導師祝願読師之由——公胤実任雅縁三人の僧正を請して導師祝願読師たるへきよし

・是以頒数万戸之民烟、為大少社之神領——これによりて数万戸の民烟

をわかつて大小社の神領とす

一つの原則に基き、元の文脈・表現性を量りながら訓じるといふ方式を、先の「以」の場合同様確認できよう。

目を転ずると、真名大概の「以」は九例。仮名文化されるに当って、全てが忠実に保存されている訳ではない。それは右で見た願文の場合とも一致しており、広く真名文が仮名文に改められる際の常の傾向と見做せる。しかしながら、ここでの現れ方は区々である。

	書陵部本	伊達本	平松本	久松本	東大本
以同事		同ことをもちて	同ことをもちて	同ことをもちて	をなしこと葉をもて
以花詠花	花をもて花を詠	花をもて花を詠	花をもて花を詠	花をもて花を詠し	花をもて花を詠し
以月詠月	月をもて不可詠月	月をもて月を詠すへからす	月をもて月を詠すへからす	月をもてはなを詠す	月をもて月を詠す
以四季歌	四季の哥をもて	四季の歌をもて	四季の歌をもて	四季の哥ももて	四季の哥をもて
(以恋雑歌)	(ナシ)	恋雑の哥をもて	恋雑の哥をもて	雑哥恋をもて	雑哥恋をして
以旧歌為師	ふるきをもちて師とす	ふるき哥をもて師とす	ふるき哥をもて師とす	ふるき哥をもて師とす	ふるき哥をもて
もちて	1	1	1	1	0
もて	4	5	1	5	5
以	0	0	4	0	0
して	0	0	0	0	1

敢えて数字をもって示すと左の通りである。

「もちて」はむしろ少ない。逆に、多数を占める「もて」、そして「以」は、いずれも定家の原則に背馳するものである。先述した或る際やかと言つてよい原則の存在に照らすとき、ここに現れているのは、「以」が自在とも無頓着とも見られる、まちまちの訓読法によって和らげられていく様であり、同時にまた、定家のもとの文体の中に充溢していた何が透落して行く過程である。あの「以花詠花以月詠月」の箇所の問題も、このような過程の只中に生じた現象であった。



以上、煩を厭わず例示してきたように、真名願文から仮名願文への転移と、真名大概から仮名大概への転移とを類比させながら眺めるとき、仮名大概は、原像としての真名本からの、遊離とも歪みとも見える異和性を含みもっていることが確かめられる。しかも仮名本諸系統本は、各々個有のズレを内包しながら、そして確かに元の真名文との親疎の差を見せながらも、終局的には、いずれも原像との異和という相貌を免れていないのである。

真名本・仮名本を分かち第一の側面として挙げた、広く文体をめぐる——個々の語の語性への意識から認識の内容へも及ぶ——差異を、このように把えておきたい。そして次に、仮名本のいずれのテキストも共通に帯びている差異性のしるしである、先掲Bの、「秀歌之躰大略」の除棄という事態に注目したい。

## 6 「秀歌之躰大略」の意味

仮名本は何故「秀歌之躰大略」を欠いているのか。あるいは、それを欠くとは如何なる事態なのか。その答えを求めることは仮名本の基本的な性格を把えることであり、同時にそれは本稿の目的の一つに他ならない。問題点を解きほぐしながら考えてみよう。

そもそも真名本において、前段の論述部分と後続の「大略」部分（以下このように称する）とは切り離しえないものであると考えられる。<sup>(35)</sup>なぜなら、両部分を分離した上で、前段の真名文の論述部のみをもって、一

部の『詠歌之大概』としている伝本を、現在本の中にはほぼ見出せないからである。もとより夥しい数に登る真名本伝本を十全に調べている訳ではないが、そうせぬまでも諸本は決まって「大略」部を付載していること、そしてそれが原態であったことを疑う必要は無い。その際、正確に言えば、真名本の原態は、まず論述部をもち、後に、「大略」部の、  
(イ)「秀歌之躰大略」の標目  
(ロ)「随筆味之覚語」云々の一文  
(ハ)一〇三首の歌群

を具備するものでなければならなかったはずである。伝本には(イ)(ロ)を欠くものも存するが、それは何らかの事情に因る誤脱と見做して誤りあるまい。<sup>(36)</sup>言い換えれば、論述部と「大略」部とは一体・一具のものであり、これらを包摂したところに定家の原一認識は存在していたと考えられる。では両部を併せ持った一つのテキストとして定家の『詠歌之大概』を把えるべきだとするならば、全体、その中において「大略」部は如何なる意味を担っているのか。小稿の目的は、むしろ当の意味を欠如させていることの意味を探ることの方にあるが、そのためにも一旦は、定家の原一認識を模索すべく、「大略」部の性格を、論述部の論理内容との相関性を計りながら読み解いてみるべきだと思ふ。

右の論点はすでに田中裕によって提示されている。田中は「大略」歌を、「本篇に対する付載歌とみる立場」で「大略」部の意味を分析しており、事の要点は同論で尽きている。ここでは、細部の問題を吟味し直

し、幾分の私見をも交えながら、改めて摘記しておきたい。

(1) 標目「秀哥之躰大略」は無前提的に立てられているのではなく、論述部と即応しているものと考えれば、田中の指摘した通り、同部で「秀哥」ならびに「躰」に触れている、

風躰可效堪能先達之秀哥不論古今遠近見  
宜哥可效其躰

と読み合わせるべきであろう。標目に云う「秀哥」は「堪能先達之秀哥」と、また細註に云う「宜哥」(宜シキ哥)と重ねて読みうる。標目の趣意は、そうした「秀哥」の「風躰」「躰」を「可效」(效フベキ)ものとして、例歌をもって具体的に、しかし「大略」のところを示す、というのであろう。すなわち眼目は「秀哥」の表現様式を例示することにあるのだと解される。従って、呼んできた「大略部」を同時に「例歌部」と称することもできるであろう。その際、決して「秀哥之躰」という一つの類型化された表現様式が想定されていると必要は無い。そのように解しうる記載を本文中に見出し難い。なお「風躰可效」云々の一文と関係づけて後続の例歌群を把握するという観点は、夙く旧研究史にも見られるところであり、宗祇註の同項の註に、簡略ながら「其意趣おくの百首にみえ侍り」と記されている(37)のはそれである。

(2) 田中は「例歌部」の歌群の素材源は『定家八代抄』であったと認定されるところから、同抄の定家奥書に窺われる撰歌態度を、当該例歌のそれに適用しうる、という着眼をも提示している。左掲する同奥書(38)、

隨僅覺悟書連此哥自古以來在人口古賢秀哥等自然忘却不書之況於中古以後乎更不可有用捨之謗只以愚鈍之性注所誦誦耳

參議侍從兼伊予權守藤原朝臣

から、田中は次の二点を剔抉している。

① 「古賢」と「中古以後」とに扱ひの差がみられ、それは「詠歌大

概が三代集期以前を理想としたのと照応する」。

② 「定家は秀歌を慎重に考慮しながらも、なほあへて一己の「覚悟」を貫いたことを強調しようとした」。

これを基底に置くことによって、我々は「大略」歌の撰歌方針の輪郭を想定することができるであろう。しかしながら私見によれば、基底において深く通い合いながらも、両テキストは微妙に差違を生じている点に注意すべきだと考える。その際着目すべきなのは、端作りの後に記されている先掲(四)の一文のもつ意味である。

隨耄昧之覚悟書連之古今相交狼藉無極者歟

右の「隨耄昧之覚悟書連之」と先引『定家八代抄』冒頭の「隨僅覺悟書連此哥」とを並べ、後続部分に共々見られる謙退の言語的身振りを読み合わせるとき、確かに両テキストは認識において深く通底していることが知られる。むしろ、八代抄奥書で用いたとほぼ同様の文言を再度用いることによって、定家はかつての撰歌方針を再確認しているのだとすら読み取れよう。しかし当の文言の中に「耄昧之覚悟」と「僅覺悟」という微妙な相異の刻みつけられていることに注意したい。後者の表現から前者のそれへの推移を考えるなら、前者において付け加わっているのは自然過程の自覚、より端的に言えば、その間の時間の経過に伴う老いの意識である。あたかもこの相異に照応するように、八代抄に見られた、

撰歌基準を自己の厳密な和歌史意識に即して示すという論理は、(回)において希薄となっている。辛うじて歴史性を感じさせる「古今相交」の文辞も、やや平板な印象を否めない。△秀歌▽の概念について言えば、八代抄においては、「人口ニ在ル」一般の「秀哥」をほとんど相対化しつつ自身の規範を対置しており——「自然忘却不書之」云々は反って私の原理の強烈な主張と読める——、△秀歌▽は複次元的に把握されている。これに対して(回)においては、和歌史意識の灰汁が表面の文言から後退するのに伴って、△秀歌▽は単一の次元で語られることになる。特に前項(1)で述べた連なりの中で語られるとき、△秀歌▽の基準をめぐる一般と定家自身の認識の距りはほぼ消失する。述べたような相異は、建保三年頃成立と考えられる八代抄から『詠歌之大概』への変移の様、そして前者とは異なる後者の性格を象徴的に語っているのではなからうか。それは、もっぱら(回)の如き文言の簡略さによって齎されたものなのか、建保三年頃から『大概』成立時へ至る間の、定家の認識の変移によるのか、あるいは両書の執筆対象の違いに起因するのかは、なお考えてみるべきであろう。(40)ともあれ、かつて編撰した詞華集に依拠しながらも、本書には独自の相貌の見られることをテキストの文言の中に読み取りうることに注意したい。

なお「大略」歌理解の上で八代抄のもつ意義に留意すべきことについて、旧研究史もまた無頓着ではなかった。東山御文庫蔵『詠歌大概抄』(六八、七・四・四)<sup>(41)</sup>の先記(回)に相当する部分の註には、八代抄奥書の引用と併せて、次のような記載が見られる。

此二四代集の哥の次第と此百餘首の哥の次第と大方相違なし、然れは年来八代集の秀哥を撰ひ出し置たる二四代集のうちより、別而見習に宜しき哥をえり出して書たる物とみゆる也。

(3) 「大略」歌は『定家八代抄』を撰歌資料としていると考えてよく、<sup>(42)</sup>当然ながら同抄の排列・構成と密接な関連を有している。定家は八代抄の排列を追って歌を選び出したらしく、中には八代抄に二首連続している歌をそのまま採っているものが次の九箇所(便宜的に「大略」歌の通し番号で示す。括弧中は八代抄の通し番号)、

6・7 (94・95)、8・9 (99・100)、11・12 (115・116)、42・43 (406・407)、79・80 (836・837)、91・92 (1036・1037)、96・97 (1021・1022)、100・101 (1087・1088)

三首連続の選出歌は、

28・29・30 (308・309・310)、86・87・88 (933・934・935)

の三箇所に見られる。右をもって素材源との密着度を認めうるであろう。しかし一方で、「大略」歌独自の内的な秩序と言うべきものも見られる。たとえば八代抄の排列との相違が次の二箇所において認められる。

20 (257) 道のべの清水ながるゝ柳かげしばしとてこそ立ちどまりつれ

21 (255) をのづから涼しくもあるか夏衣日も夕暮の雨の名残りに

23 (275) 秋立ちていくかもあらぬを此のねぬる朝けの風の袂涼しも

24 (274) 八重葎しげれる宿のさびしきに人こそみえね秋はきにけり

20・21について言えば、夏の真昼時の情景を示す20を、夕暮の雨の齎す涼気に先立つものと把え、八代抄の順序に拘らず、移し換えた上で、20

を同じく作品内主体の漂泊感をたたえた前歌19（五月雨はたく藻の煙うちしめり塩たれまさる須磨の浦人）と接続したのであるか。あるいは19の「五月雨」と21の「夕暮の雨」を異種のイメージのものと見て、間に20を裁ち入れ、21を22の「御襖」「夏の暮」の方へと接続したのか。

あるいは新古今集の排列（同集では20・22、21・24）に準じて八代抄の順序を改めて整序したのだろうか。もう一方の23・24を読んでみよう。本来、拾遺集・夏に24・23の順（140・141）で入集しており、八代抄でも右の順通りに採入したものを逆転させている理由は審かでないが、人事を超えた初秋の朝風の清涼感を、秋歌群の頭に据え、秋の憂愁をモチーフとする24を敢えて後回しにして、25の／秋はきぬ年も半に過ぎぬとや（「秋はきにけり」「秋はきぬ」の呼応も理由の一つか）以下に接続したのであるか。いずれにせよここに、八代抄から選り出されて新たに得られた歌々相互の醸し出す詩的感興を、定家自ら改めて把え返し、幾分の操作を加えた、という事情を推測しうるのである。すなわち「大略」歌は一面において、詞華集に基づく一個の小詞華集として編まれているという性格をも含んでいるのである。

(4) 「大略」歌一〇三首を所収勅撰集別に分けると、古今集32首（31.0%）、後撰集7首（6.7%）、拾遺集9首（8.7%）、後拾遺集3首（2.9%）、金葉集4首（3.8%）、詞花集1首（0.9%）、千載集12首（11.6%）、新古今集35首（33.9%）となり、古今・新古今を二つの極として分離している。三代集を取り纏めると46.6%に上っており、これは千載集・新古今集を併せた割合45.6%と拮抗している。すなわち「大略」歌は三代集歌群と千載・新古今歌

群の二つに収斂していると見てよい。そもそも論述部には、和歌表現をめぐる△新▽と△旧▽あるいは△古▽との対比という視角が示されている。より「詞」に即して言えば、三代集——その重要さは、「三代集先達之所用」の記述、また「殊可見習者」として挙げられているところに現れている——を基幹とする「古歌」と新古今集に至る「近代人所詠出之詞」との対比と把えることができよう。こうした基本的な視角は、右記した「大略」歌の採歌傾向ときわめてよく照応している。

さらに、「大略」歌の排列を典拠となっていて勅撰集と照合しながら眺めると、別表の如き結果<sup>43</sup>が得られる。歌順を追うと明らかのように、賀を除く各部とも、三代集群、千載・新古今群のいずれかで始まり、時にいずれかに集中しながらも二極に揺れながら交互に進行している。この進行状況は定家による採歌の軌跡をさながら映し出すものであろう。先程(2)において和歌史意識の現れは表面の文言からやや影を潜めていることを指摘したが、例歌においては、むしろ歴史意識が色濃く現れているのである。

(5) 「新古今古人歌」と、ことさら細註させたもの、あるいは定家の関心の赴くところと、例歌の傾向とは自ずと関連をもっているように見える。すなわち、新古今集歌35首中には、人麿2首、赤人1首、持統1首の万葉歌人を始め、遍昭1首、伊勢1首、信明1首の三代集歌人、これらによみ人しらずの3首を加えると、「古人歌」は10首に及んでいる。たとえば千載集歌12首のうち、当代歌人と時期の近い俊頼（4首）の他に、非当代歌人としては大弐三位の一首を含むのみで、同集の場合、

「古人歌」との関わりは問題にならない。「詞以旧可用」の趣意を敷衍——「用キルベキ」「詞」の範囲を指定——した中で、特に新古今集中の「古人歌」に触れた定家は、例歌中にも然るべき数の該当歌を撰入したものと考えられる。

(6) 「殊可見習者」云々の一文の細註に挙げられている歌人の歌は「大略」歌中に、「人丸」6首、貫之4首、忠峯2首、伊勢2首、小町1首の如く採られており、これも両部の連関性の一齣として把えられる。

(7) 論述部の重要な論点である本歌取技法論と「大略」歌とが全く無縁でなからうとは予測されるものの、関連性を如何に読み取るかについては問題が少なくない。すでに「本歌取の作歌技術参考書としての効用となる」とほとんど問題の外におかれてゐた<sup>(44)</sup>（田中裕）とする見解も存する。しかし「大略」歌の、たとえば新古今歌の中には本歌取の作が散見される（8 後鳥羽院、21 清輔、28 良経、43 式子、58 清輔、76 俊成など）。定家はそれらを採入することによって、古歌撰取の具体相を例示することをも意図していたのではなからうか。

(8) 「大略」歌には、「殊可見習者」として挙げられている「伊勢物語」歌（第三二段）を撰取した43式子歌や、「時節之景気世間之盛衰為知物由」「常可握翫」ものとされている「白氏文集」の詩句を踏まえている（直接には『倭漢朗詠集』）39式子歌の存することも注意される。

以上、細述してきたように、「大略」部は前段の論述部と一本の紐帯で結ばれていると考えられる。無論(2)(3)に記した通り「大略」部独自の

相貌をもつことは無視しえない。定家によって二度篩にかけられて選び抜かれたものである以上、「大略」歌には定家の価値基準がより一層強く打ち出されてお<sup>(45)</sup>り、結果的に一個の秀歌撰として自立化する要素を多く含んでいることは確かであろう。「大略」歌がそうした側面を担っていることの意味や、「大略」歌固有の秩序についてはさらに考えられるべきであるが、論述部・「大略」部の述べたような関連性自体に眼を覆うことはできまい。むしろ両部を結び合わせることによって始めて我々は定家の△原→認識▽あるいは△もとのテキスト▽に立会うことになるはずである。従って、論述部に付載されるのは、たとえば仮名本の陽明文庫本一本（近229・27）の巻末に見える自筆本近代秀歌の秀歌例<sup>(46)</sup>であってもよかつたのではない。また「大略」歌のみを特立せしめ、一つの秀歌撰として書写している書陵部蔵『詠歌大概歌』（355・125）の如きも——先程述べた通り、その種の形態で享受される根拠は存在したにしても——定家の求める所から逸脱していることになる。そうだとするならば、「大略」部を等しく除棄している仮名本『詠歌之大概』諸本もまた、極言すれば、定家の△もとのテキスト▽自体とは関わりが無いものだと言わねばならないであろう。「大略」部を論述部から分離・削除することによって、定家の△原→認識▽の内側において全体を統括していた何もかが喪失・頹落せしめられたのである。

文体と論理構成の二つの面から、真名本と仮名本の差異を記述し、差異性の意味に説き及んだ。私の意図は、両本の差異という事実を結論と

して主張するところには全くない。ましてや仮名本の価値を貶めることを庶幾していない。むしろ真名本から仮名本への変移の過程・様態そのものを示すことによって、両テキストを対質化しながら、とりわけ仮名本形成の意義を探りたいと思うのである。考えてみれば、真名文を仮名文に転位し「大略」部を切除することで、仮名本は、△定家的なもの△定を保証するものを何がしか喪失したのであるが、それは同時にまた△定家的なもの△から一步外へとせり出しながら、新しい価値を生成せしめる過程でもあった。すなわち仮名本は新たな歴史——△『詠歌之大概』享受史△——の始発点に位置していると言えることができるであろう。当の史的展開を辿ることもまた一つの課題でなければなるまい。今その内容を詳述する用意は無いが、得られた知見に基づいて想定しようところを、あらましのみ記してみたいと思う。

## 7 享受史素描

### (1) 訓読的享受の時代

『詠歌之大概』享受史は、定家の著した真名文を如何に訓読するかというところから始まったであろう。無論それは今日まで長く問われて来た『大概』享受史上の根底的な課題であるが、特に、真名文訓読から、進んで仮名文化を通じて、仮名本諸系統本の如きテキストが生み出されかつ享受されるに至る時期を、仮りに「訓読的享受」の時代と呼んでおこう。当該時期の起点が何時であるかは直ちに仮名本成立時期如何と関連しており、既述した通りなお審らかでない。一方その末はおおよそ頓

阿・了俊から正徹あたりに及ぶと想定してよいのではなからうか。

訓読的享受の具体的な有様は仮名本の本文異同そのものの中によく現れている。たとえば原文の細註「以花詠花以月詠月」を「以花詠月以月詠花」の形（乙類第一種）で読解している例は——先述の如く、当の本文は決して仮名本全てに共通しているのではなく、一つの系統のみの独自異文と見做すべきだが——定家の原一理論が、ある部分においては変形して享受されて行く様を映し出しており、これと定家仮託の歌論書類の制作されて行く時期の歌論史的状況との関わり如何は依然として問われるはずである。『大概』の訓読的享受はまさに仮託書形成史と隣り合わせに進行していたのである。

たとえばまた、仮名本には折々、原真名文脈の原態を敢えて訓ずることなく保存している部分が見られる。それらの中には、仮名本作制者が原真名文を能く訓じえなかったもの、言い換えれば定家の行文を大胆に訓解することを控えたものも含まれていたであろう。あるいは時代の語感に根ざすもので、原形のまま享受されたものも在っただろう。ちなみに「不論古今遠近」を例に挙げてみよう。この個所の本文は、甲類に「古今遠近を論せず」とある他は全て元の形のままであるというように、一定していない。「古今遠近」の語について言えば、諸本ともこの四字には手を加えていない。一つの成語として読む意識が共有されていたであろう。先に採り上げた宗清の願文に立戻ると、中に次のような対応例を見る。

（真名願文）道俗男女、尊卑遠近、有縁無縁、自界他界、共生一佛

土、同成三菩提

(仮名願文) 道俗男女尊卑遠近有縁無縁自界他界ともに一佛の土に  
うまれておなしく三菩提をなさむら〔さ〕を斜め二本線  
で抹消している。)

「尊卑遠近」は動かしようの無い成語であつたらしい。「古今遠近」も  
右の場合に擬えて、読むことができよう。「古今遠近」は宗祇註などに  
も、

・古今遠近を論せずよろしき歌を見てといへるは

・此内当時之歌侍るは、古今遠近を論せず、よろしき歌を見てといへ  
る其始終也

の如く見えており、中世、安定した成語として用いられていたと思われ  
る。

仮名本に現れている、こうした訓読の具体相は一層精査されるべきだ  
と考えるが、同時に重要なのは、この時代の享受を支えているのはどの  
ような思考形態なのかを、諸言説の勘案を通して見定めることである。

改めて、『井蛙抄』の『大概』引用が「風体事」あるいは「取本歌事」  
の規範を求めべく諸書を列挙している中に見られることを想起したい。  
また『愚問賢注』においては、「和歌の風体」につき「今の歌いづれの  
体を正路として模写すべきぞや」という問いに答えた中で、

いづれの集もよき歌を本としてまなぶべきか。紀氏新撰、公任金玉、  
三十六人歌合、九品歌、前後十五番、それよりくだりては俊頼朝臣  
所載秀歌、京極入道中納言鎌倉右相府注被送近來秀歌并梶井宮被進

古歌、被奉後堀河院秀歌大体など、常可被御覽歟。心を古風にそめ

詞を先達にならば誰人不詠之哉と侍る、尤為肝要者也。

の如き文脈(47)において引証されていることに注意したい。いづれにおい  
ても定家の書の論理内容を、自らの詠作行為の根拠あるいは当為に照ら  
して如何に引受けるべきかが関心の的となつていように見える。了俊が  
次のように記すときも同様であろう。

和歌の抄物の事。家々に様々有。皆或は詞等の事を注たる也。詠歌  
のすがた心仕等をこまかに教られたる事は、只俊成卿、定家卿、為  
家卿ばかり也。是を朝夕心を静て可披見也。和歌秘々、詠歌の一体、  
愚見抄、詠歌大がい、古来風てい、毎月抄等也。(略)

(『了俊一子伝』 日本歌学大系本)

ここにおける『大概』は、稽古の過程で見習うべき言わば教則書として  
位置づけられているが、(48)評価のあり方は先引の『井蛙抄』と次元を異に  
するものではあるまい。その点は『正徹物語』における二箇所の言及も  
同様であつて、これらは色相いに違いはあるものの、『大概』を、基本  
的には在るべき表現に関する論の次元で、しかも表現態度論の枠組にお  
いて受け止め、対象の中に、目指すべきそして依拠すべき表現の規範を  
求めようとする点において軌を一にするものと把えたい。

こうした表現態度論的な思考形態がやや変容するかに見えるのは、た  
えば東常縁の次のような言説においてではなからうか。

一 詠歌大概に、月やあらぬ、桜散るなどの歌、三句づゝ書き続けて  
侍るを、如此類雖一句不可取詠とあり。飛鳥井家の本也。  
就之子細有。

〔或本二句たりともと書きたるあり。雖一句と侍、可用本、法印申さる。〕

ここには、『大概』に見られる具体的な表現方法の論点、端的に言えば技法論の側面に着目し——その関心の中核にあるのは本歌取論——、しかも原著の文言を、細かな釈義を通じて読解するという姿勢が顕著である。それは思考形態において右述した一連の諸言説とは異なっている。共に広義の表現論の次元に在りながらも、その内質は変容している。こうした様相は、私見によれば、表現論の中に修辭論的な側面が滲出してくる時期の状況と重なり合うものであり、当面の視野で言えば、「訓読的享受」が別種の享受へと変移してゆく姿を暗示しているのではなからうか。常縁の姿勢——引用中にある通り、それは「法印」堯孝あたりによってすでに方向づけられていたと考えられる——を、『大概』享受史における一つの境目に位置するものと扱えたいと思う。

## (2) 註釈的享受の時代

室町中期あるいは後期以降著しく現れてくる動向を、一つの享受史的な転形と捉え、前代と区別して∧註釈的享受∨の時代と称することにしたい。その時期の末はおおよそ江戸初期に及ぶ。この間、講釈、伝受などの諸形式を通じて、『大概』の本文内容に関する註解・詮義が徹底され、数多くの聞書・註釈書類の出来をみたことは周知の通りである。如上の、『大概』を解釈の対象として捉える時代も、便宜的に区分すれば、宗祇・実隆以下、九条植通・紹巴・幽齋あたりまでの室町後期を別途と

する第一期と、後陽成院あたり以降の江戸初期を中心とする第二期を想定しうるであろう。而して、この註釈的豊穰の時代に関しては、すでに特定の書についての個別研究や微視・巨視に亘る史的展望<sup>(50)</sup>があり、今後の追究の礎を提供している。さらに進んで『詠歌之大概』享受史という視野を設定して、諸書の書誌の整理ならびに註釈内容の位置づけ、それから窺われる時期毎の思考形態とその展開を追跡することは今後の課題だと思ふ。ここでは、右のように仮りに想定しうる享受史の見取図を踏まえて、特に「註釈的享受」の一側面に照明を当てつつ、素描しえたところに幾分かの隈取りを加えておきたいと思う。

## 8 〈序〉概念の形成と展開

『大概』論述部を「大略」部から切り離すことが仮名本の、真名本とは区別される差異の徴標であること、そして、当の差異性の意味するものについては、すでに述べた通りである。ところで、『大概』享受史の流れを辿ると、見たような仮名本形成史あるいは受容史とは別系列の中から、言換えれば真名本受容史自体の中から、形の上では仮名本と類似した理解の形式が登場してくるのに気がつく。すなわち論述部のみを特立し、これを∧序∨として位置づけることにより、同部に特有の意味を付与する、という理解であって、この種の理解形式は註釈的享受の形成とほぼ並行して出現するように見える。∧序∨として把握するのだから、いわゆる序と後統の「大略」部との緊密な即融を説くのかというと、そうではなく、事情はむしろ逆であって、読解の方向は論述部の相対的な



独立化あるいは理念化へと指し向けられている。ただしこうした理解形式にも自ずと認識の中や揺れ、また歴史性が存在するようである。従ってそれらの諸相を観察することによって、△註釈的享受▽の状況を浮彫りにする一つの手立てが得られるものと考えられる。

論述部を△序▽と把える見方は、江戸初期にはすでに定着していたらしい。それは、先に引いた後水尾院抄に「序」の概念が何の矛盾もなく用いられていることによく現れている。そもそも、この△序文化▽とも呼ぶべき理解は何時始まったのだろうか。右の疑問に、後陽成院抄の記載は一つの緒口を与えてくれる。同抄「秀歌之躰大略」の後の一文の註文末尾に、次のような言説が見られる。

又詠哥之大概よみて後に前三首をよむといへり、あなち三首にか  
きるへからさる事なれども、先如此いひならはしたり、ことくく  
読事はまれなる事也と云々

「序」なる語は見えないものの、ここにはすでに、論述部のみを「詠哥之大概」と呼び、かつ「大略」歌部分とは別のものとする理解が示されていることにまず注意したい。重要なのは「よみて」云々「読事」云々にまつわる説である。云われているのは、講尺あるいは講談の場において、謂う所の「詠哥之大概」部分を講読し終えたのち、「大略」歌一〇三首全てを尺することは稀で、冒頭数首のみ講読するという次第が一つの「いひならはし」であったということであろう。何時からか、そうした享受の形態が存在していたらしい。ただし後陽成院抄は、右の条の

ち「大略」歌全体を釈しているから、自論の説述に当って、必ずしもその種の伝承には従わなかったのであろう。しかし後陽成院抄成立の慶長一二年(1607)<sup>(51)</sup>より九〇年足らずのちの靈元院講釈聞書『詠歌大概聞書』では、巻末に、後陽成院抄の趣意を引証しつつ、

此抄古は序はかりを講釈して、歌は両三首よみておきたると後陽成院御抄にあり、されとも其以来、歌も講談する事になれり、此たひも歌はあらまし御講談可被遊と也

と記しているものの、実際の註は謂う所の「序」(「秀歌之躰大略」の端作りの後の一文まで)の註のみで終わっている。反って旧伝承に云う講尺の形式に準じた結果であろうか。

このように江戸初期に至るまで長く余波の見られる、問題の享受形態は、恐らく宗祇あたりに発したものと推測される。

宗祇註は幾種か存在しえたであろうこと、そして現に甲乙二種の本文を確認しうることにについてはすでに土田将雄の指摘がある。<sup>(52)</sup> 伝本をいささか検すると、中に、論述部と「大略」端作りに関する註ののち、「大略」歌冒頭の忠岑歌／春立つといふ計にや／の註文の中途までで果てて、以後の註を持たない、省略註とも称すべき一類が散見され興味深い。先引の後陽成院抄、靈元院講釈聞書の云う旧き享受形態を伝えるテキストかとも目されるのである。その類の一本である大阪天満宮御文庫蔵本(59・7・1)は右述した本文内容の後に、祇註であることを示す次の奥書をもつ。

此一冊者依大内左京兆政弘朝臣所望所書之也

(1491)  
延徳三年七月十八日

宗祇 判有

次いで「依宗祇令恩借写留者也」とあったのち、以下の如き奥書が続くのは特に注意される。<sup>(53)</sup>

一 追而口伝事

×猿丸大夫 躬恒 友則

×兼輔 ×敏行 ×興風

元輔 是則 ×兼盛

以上

右口伝云、詠哥大概=伊勢小町の類と侍る、更其衆世にも知人なし。

いかにも隠密あるへきのよし自外見斬註給者也<sup>(ママ)</sup>

<sup>(1494)</sup>  
明応三年十二月十日 休寿峯

これらの記載の信憑性を一旦は疑うべきだが、「右口伝云」のことさら秘口伝めいた口吻など、ひとまず信ずれば、「追而口伝」……のよし……註給」から判断して、追加の口伝なるものも前段までと同様、宗祇に関わるものと解される。列挙されている歌人のうち、私に×印を付した歌人は「大略」歌に撰入されていない。九名の並びと「伊勢小町の類」云々の記事とから「口伝」の内容は、『大概』の「三十六人集之内殊上手歌」の文言に何がしか関連してなされたものと推測される。整理して言えば、宗祇は省略本形態の自己の『大概』註を大内政弘に書き与え、追つて若干の口伝をも加えることがあったことになろう。ここで見ておきたいのは、「大略」部を省略、ないしは前段と切離しうるものと把え、同

時に、論述部を特段の価値を担ったものと見做す観点である。ここでも「序」なる名辞そのものを見出しえないが、一つの享受形態の存在を認めるのである。論述部の序文化とも呼びうる、この種の享受は宗祇あたりから、先述の如く、遠く江戸初期まで及んでおり、註釈的享受の時代を貫く一側面であったと考えられる。当の享受の内実をさらに求めてみよう。

三条西実隆の古典への関心、中において『大概』もまた関心の的の一つであったことについては、すでに指摘が少なくない。実隆には、諸註書に逍遙院説として引かれるものの他に、実隆著とされる『詠歌大概音義』（高松宮本（三・221・8）・陽明文庫本（近・243・30）など）が存在する。

『大概』の題号から師・匠・只・誰に至るまでの一一五語につき、一々、漢字としての音・義を記述した書である。「情」や「詞」は無論のこと、さすがに「素性」「小町」等は除かれているが、「拾・遺・集」をも含む用字を、徹底して漢字として理解している。他に『詠歌大概字訓』（高松宮本三・221・9）や『和歌音義』（刈谷図書館851）などの同類の書もあり、共に『大概』を釈義の対象として把える享受の中の一つの姿を示すものである。伝実隆の『音義』について言えば、記述は論述部の文字のみに限られており、「大略」の標目以下は省かれている。これも論述部に特有の意義を認めるものであり、序文化の動向と無縁ではあるまい。

実隆の周辺には次のような言説も存在する。

一 紹鷗卅年マテ連歌師也。三条逍遙院殿詠哥大概之序ヲ聞、茶湯ヲ分別シ、名人ニナラレタリ。是ヲ密伝ニス。印可ノ弟子ニ伝ヘラル、

也。

〔山上宗二記〕<sup>(54)</sup>

右は、利休の密伝を宗二が注したという「師二問置密伝ヲ拙子注之条々」の中に見える。武野紹鷗が実隆より「詠歌大概之序」の講説を聞いたことが特別の意味をもつ事実として語り継がれているのである。実隆と紹鷗の交渉の中には、『大概』一卷を実隆が遣したという事蹟も含まれているから、<sup>(55)</sup>右の如き折もありえたのであろう。茶道史においては夙に知られた逸話を、当面の我々の立場で眺めるとき、注意すべきは「序」の概念である。それが実隆自身の用いた概念であったか、聞き手である紹鷗の側で理解されたものであったかを即断することはできないが、先述した通り、実隆における『大概』享受の状況にはすでに「序文化」の萌芽が見られるのだから、「序」の概念が両者の間で共有されたとしても不思議ではない。ともあれここには「序」という把握方が茶人たちの知識の中に滲透して行く様を見ることが出来る。むしろそれは、和歌や歌人の枠を越えて流布する『大概』の享受状況や、当代における和歌的教養の動向を示唆しているが、それ以上に重要なのは、その種の享受を通して、「序」の概念が明確に措定され、かつ背後に通俗化の傾向を含んだ一種の理念化が施されて、新たな意義を獲得しているかに見える点である。さて当の意義を、紹鷗の理解したものは何か、『大概』ひいては定家歌論あるいは歌論一般と茶道論とはどのような接点をもつか、などの広い問いと結び合わせて述べる力は無い。<sup>(56)</sup>ここでは「序文化」の享受史上の一動向が反って『大概』における理論内容を援用して新たな思惟形態の展開を促す媒介となっていることに注意しておきたい。

連歌師たちの間に『大概』が広く受容されていくことは周知の如くであり、宗祇の講尺あるいは註はその著しい現れである。そうした受容圏の中から一つの言説を拾っておこう。肖柏の門弟で実隆や公条との交流も知られる堺の連歌師、潮信子宗訊の編録した『千種抄』(祐徳稻荷神社寄託中川文庫本(6・2・2・156 国文学研究資料館蔵マ)イクロフイルムによる)に次のように見える。

夢庵閑状云

詠歌大概のことは悉大切也、殊詞以旧可用云々、諸人忘之歎、仍不宜之詞有之、於古哥猶以宜詞可詠之也

「詠歌大概のことは」とは、下の引用からも窺われるように、「大略」歌とは関わりなく、もっぱら論述部の文辞を指している。その際関心は「詞」に集中しており、「旧」―「古哥」―「宜詞」と繋げる価値観が示されている。もとより右の言説は『大概』の論旨を全面的に吟味しようとするものではないが、『大概』の「ことは」を捉えて、これを「悉大切也」とする指摘の中に、論述部の文辞に深甚な意味を読み取ろうとする意識、すなわち先々にも述べた「序文化」の軌を一にする観点を見ることが出来る。肖柏の言説を潮信子がどのように理解したかは定かでない。ここにあるのは師の所説の忠実な祖述であるが、反ってこうした素朴な記述の背後にこの時期における『大概』享受の広い裾野を窺い思う。

「序」の概念自体は、特に室町末期以降、さらに中広い領域において

用いられて行くようである。天正二〇年（＝文禄元年／1592）の奥書をもつ『長恨調鈔』の、「歌」の語を抄釈した中に、

マタ 日本ノ歌ニハ『白氏文集』カ重宝ソ。『詠歌大概』ノ序ニ『白氏文集』ノ第一第二 常可握翫ト云々。

とある。また、曼殊院蔵『長恨聞書』（良恕親王自筆かとされる）の冒頭には、

#### 一 詠歌大概 序

と記されている（ただし「詠歌大概」の部分は線により抹消<sup>58</sup>）前掲書と同様、白氏文集に関連して『大概』の記載に言及したのであるうか。室町最末期から江戸極初期にかけて、門跡寺院の文化圏において、『長恨歌』の講釈の際『大概』の「序」がどのように引証されたのか、子細は必ずしも明らかでないが、差し当り「序」の概念の一般化して行く様を、ここでも確認しうるのであるう。

江戸初期、「序」の概念は零細な註書の中にも見られる。たとえば外題・内題ともに「詠歌大概序」とある中院通茂の註（京都大学附属図書館蔵中院本（中院本Ⅵ・7）元禄三年（1690）成立）は、某人の質問に応えて、本文を具体的に掲出しつつ、自説を返答したものである。勿論、表題の如く、註文は「大略」端作り後の一文までで終わっている。

こうした「序」概念の定着に伴って、仮名本『大概』に「仮名序」の呼称が与えられ、真名本論述部が「真名序」とされるのも必然的な成り行きであろう。それらの呼称はすでに先引の後水尾院抄に見えていた。一方、積極的に「序」として位置づけている訳ではないが、「大略」歌

部分の註を省略している註書も散見される。これらも論述部重視という把え方に起因するものと考えてよい。『詠歌大概安心秘訣』（平間長雅）『詠歌大概講談密注』、『詠歌大概秘事直談鈔』などはその種の註書である<sup>59</sup>。また、古今集真名序の註と一對の形で付註している五井純禎（宝暦一二年（1762）没）の『詠歌大概紀聞』（大阪府立中之島図書館蔵224・112）の如き書も存在する。

ついでに言えば、高松宮蔵『詠歌大概之序』（三・221・7）は、註釈書ではなく真名本の一本であるが、「大略」歌を省き、「秀歌之躰大略」の端作りを欠く（後の一文は存在する）という特殊な形態をもち、同時に、全体に返り点・送り仮名を施している。この種の伝本も、論述部を特別視する意識の介在なしには生じえなかったであろう。

以上述べたように、∧序∨の概念、それに伴う∧序文化∨の意識は、註釈的享受の時代を通じて隠顕する、一つの理論枠組であったとしてよい。それは原著の理論内容から逸れ出て、新たな意味を添加するという点で、定家の原一理論からの遊離を促すものに他ならないが、同時にまた、受容者らの歌論史的状況のもとで、原一理論が次々と解釈し直され、享受史の富を蓄積して行く原基ともなったのである。

#### 9 まとめ

小稿では、真名本『詠歌之大概』を定家の∧原一テキスト∨として読み、仮名本を∧原一理論∨受容史の様態を伝えるものとして読むという単純な観点に従って、問われるべき課題の幾つかについて略述した。論

述の過程を通して、近代以前の△旧研究史▽を掘り起こし、それらを定  
位し直すことの必要性を、辛うじて指摘しえたに過ぎない。四〇〇字余  
と例歌とから成る、量から言えば零細なこの書を対象として蓄積されて  
来た△旧研究史▽の富を定位することは、同時にテキストの再解釈を目  
指す△新研究史▽の新たな展開に繋がるものと思う。既在の論考に導か  
れつつさらに考えたい。

△註▽

- (1) 田中裕「仮名本詠歌大概をめぐって」〔『語文』22 昭34・8〕『中世文学論  
研究』(昭44 塙書房)所収。以下右掲書による。
- (2) 『歌論集一』(昭46 三弥井書店)所収。
- (3) 今井明「新出資料・書陵部蔵『定家十体』について——定家歌論の問題  
点をめぐって——」〔リポート笠間』24 昭58・10〕、同「翻刻 伊達文庫蔵『假  
名詠歌大概』」〔研究と資料』10 昭58・12〕、同「翻刻 宮内庁書陵部蔵『定家  
十体』」〔国文学研究』82 昭59・3〕、同「『仮名本詠歌大概』の問題」〔『中世文学』  
30 昭60・5〕以下今井の所説は最末に掲出した論文に拠る。
- (4) 湯浅忠夫「仮名本詠歌大概をめぐって」(和歌文学会例会口頭発表 昭60・5)
- (5) それら検討材料あるいは問題点の増加という事態を具体的に挙出すれば、  
第一に伝本数の増大を指摘しうる。かつて田中の紹介した京都大学附属図書  
館蔵平松家本・(平松・第七門・サー1)・陽明文庫蔵二本(近・23・1、近・229・  
27)のみに止まらず、『井蛙抄』所引の、第二次資料と目すべき本文(田中の  
云う「頼阿本」)をも含めると、今日仮名本の伝本は都合十一本確認されてい  
る。それに伴って、第二に、今川了俊經由の本(田中の云う「了俊本」と「頼  
阿本」とから想定される仮名本は、決して唯一の本文なのではなく、それと  
は字句内容に相違のある別系統の本文も存することが明らかとなった。これ  
らの諸伝本を今井は甲乙丙の三類、乙類については中に三種の低位区分を立  
てるという分類案を提出し、湯浅も独自の区分(四流を想定していると思われ  
る)を試みている。

第三に、書誌的事実の累積と共に、本文読解をめぐる問題も展開されねば

ならなくなったことを挙げたい。すなわち、真名本と乖離する記載として田  
中裕の例示した真名本「猶案之以同事詠古歌之詞頗無念歎」の割註〔以花詠花  
に对应する仮名本の本文についてみると、むしろ真名本の文辞を忠実に訓読  
したかのような記載をもつ仮名本も存在しており、この箇所を仮名本通有の  
本文と見做すことはできず、ひいては当該部分の記載をもって『毎月抄』の  
信憑性を疑う有力な根拠の一つとするのは当たらない、ということにもなる。  
この点を捉えて今井は田中の論点に対する具体的な批判を試みている。

以上の知見を、最近に至るまでの伝本論の成果として指摘できると思う。

- (6) 箱蓋表の「豫楽院筆歌学書」と、全体の奥に見える家瀬花押をもつ奥書  
「元禄三年仲春下旬」に拠る。

- (7) 彰考館蔵本(已18・075<sup>14</sup>)・静嘉堂文庫蔵本(83・25)・島原松平文庫蔵本  
(98・3)・国語学大系本(底本は橋本進吉稿本)。これらに、

此草子靈山法印御房筆也見或人之以下付符之一事無之書歌多様有之被書送  
人之時自然有広略之不同歟仍今左移之其時弘安七年七月九日  
本ノマ、信歟  
傍昌記之

とある(引用は国語学大系本に拠る)。傍線部は東大本の如き形態の本との関連  
を推測させる。弘安七年(1284)の年記も注意される。『下官集』の伝本につ  
いては別途に考えたい。

- (8) もとよりこれらは「本云」とある本奥書の一文の後に添えられた(ただ  
し本文と同筆)筆跡認定であって、東大本の書写年代である室町期を下ること  
はないものの、光俊・定円らより遙か後代のものであることに留意しなけれ  
ばならない。

- (9) 日本古典文学大系『歌論集 能楽論集』(昭36 岩波書店)に拠る。当該  
部分、寛政二年板本には、「定家の書に歌に師なしにしへをもつて師とす  
云」とある。同板本影印本『正徹物語』(田中裕編 昭57 和泉書院)に拠る。  
なお同書の田中「後注」八五参照。

- (10) 『正徹物語』には、他に「歌は古風に心を染めよといへばとて、後拾遺の  
比ほひの躰は、歌さま事の外わろし」の記載もある。傍線部はやはり『詠歌  
之大概』を想起しての言であろう。先引部分には「心を古風に染め」とあっ  
て語序・テニヲハの異なる本文が共に用いられているのは興味深い。正徹は

真名文を決して単一に固定した形で訓読していなかったことを示している。同一人においてすら多様な訓読法がありえた証とみることができる。ただし当例は原文を厳密に引用したのではなく、先の例とは意識が異なっていたゆえの相違とも解しうる。

(11) 田中裕紹介。註1掲出書、補注一四三参照。

(12) 京都府立総合資料館蔵本(和82・5)の末尾には「もの、よしとあるとなん」とある。

(13) 書陵部本奥書に次の如くある。

半夢齋玄以依御所望／注釋畢 悪筆旁可／被外見停者也／天正十年金陽後  
日／  
右之抄紹巴法眼自筆にて／令書写訖／慶長十稔乙卯月十八日書写訖 (花押)  
後者の花押は興意親王。同親王筆本。

(14) 『列聖全集』御撰集5(大5 列聖全集編纂会)所収「詠歌大概抄」に拠る。

(15) 静嘉堂本は中に所々削除・訂正が見られ、稿本の趣を見せていることで注意され、京大本(同じ本は東山御文庫(六八・七・四・三)にも)は万治二年の

聞書であるが、「去年」「当年」「初度」「後度」「後日仰」の聞書を併記している点で注意される。後水尾院抄のテキスト群については別途に考えたい。

(16) 内題は「詠歌大概聞書」。扉に「靈元院御講釈／飛鳥井雅章卿聞書」とあるが、内容は後水尾院の明暦四年講釈の聞書である。

(17) 中院通躬筆録。元禄八年(1695)講釈の聞書。和田英松『皇室御撰の研究』(昭8 明治書院)417-419頁参照。

(18) 二本(共に歌・字)は同内容。一本は草稿本、一本はその浄書本か。

(19) 『詠歌之大概』(影印本)(昭42 笠間書院)。

(20) 変差を生じているのは、意味変化を来さない一部の用字と、「秀歌之躰大略」の例歌群における一部の歌序とに限られている。なお真名本は日本古典文学大系本に拠る。

(21) 何時頃から問われ出したのか審らかでないが、植通抄・後陽成院抄・後水尾院抄にはすで見え、両院抄では、之字の入る五字説を実隆の所説として

いる。この問題は『大概』本文の字句の釈義を事とする観点は何時成立するかという問いと重なっており、後述する論点とも関わっている。

(22) 国書総目録に「詠歌大概広沢抄」と合わせて掲出されているが、同書とは区別すべきか。幽齋抄に増註を施したもの。なお日下幸男「平間長雅年譜——地下一流の古今伝授——」(高野山大学国語国文)9 10 11合併号 昭59

・12) 所掲、長雅の元禄一七年の事蹟参照。

(23) 前掲の『詠歌大概講談密註』と似るが別書。これも幽齋抄を増註。

(24) 大野晋『仮名遣と上代語』(一九八二 岩波書店)所収。歌集の場合は、題左註の中の用例も含められている。

(25) ただし高松宮本古今集に「をく(措)」の二例(279・1093)あるものの、②の「をいては」と同語だとは断じられないゆえ、除外して考えた。

(26) 中に「おろかなるおやのをしへ」と「をろかなる心に」の如く、「おを」両様に表記されている例あり。他は全て分離しており、定家には一つの厳格な原則が在ったことを伝えている。

(27) 前者の真名願文は群書類従神祇部卷一四所収(『権別当宗清法印立願文』)。後者の仮名願文は統群書類従神祇部卷三三所収(『貞貞二年宗清法印立願文』)。

『群書類題』の両項(前者は西田長男稿、後者は佐志 伝稿)参照。なお後者は『八州文藻』七八にも収められている(八幡法印願書)。

(28) 他に「奥入」における漢籍訓読法の場合を想起しうるが、細かく言えば、和式漢文を仮名文化した当面の例とは異なる。なお小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(一九六七 東京大学出版会)参照。

(29) 大日本古文書・家わけ第四・石清水文書之二・田中家文書。

(30) 『日本名筆全集』古文書集(昭7)に部分写真掲載。『書道芸術』16(昭51 中央公論社)にも。全文は呉文炳『定家珠芳』(昭42 理想社)所収(影印と翻刻)。原巻は天理ギャラーリ第六十五回展「日本の古文書」(一九八三・四・六)に出品。同展カタログ(部分写真)ならびに別冊(翻刻篇)あり。以上の資料と右展示会の折、硝子越しに一部実見したところにより述べる。

(31) 時之権別当法印立願／之事雜仮名所望之處／京極中納言定家卿承引之趣／不可思議之一軸也是則／可為雄徳山奇珍之其一／者乎／慶長十五仲冬日(花押)

(32) 小林芳規「石清水文書田中宗清願文案に現れた藤原定家の用字用語につ



歌数	恋	羈旅	離別
32	95 84 101 90 93 94	74 75	72 73
7	81 82 88 96		
9	89 97 98		
3	102		
4	91		
1	87		
12	103 79 83 86 92		
35	80 85 99 100	76 77 78	
103	25	5	2

歌との深い関係については樋口芳麻呂に指摘がある(註38・42掲出書)。「大略」歌の場合、新古今歌35首のうち、後鳥羽院歌5首(8・31・70・71・100)と信明歌1首(54)を除くと、他はほぼ全て定家の撰者名註をもっている(小宮山本を基として後藤重郎『新古今和歌集の基礎的研究』(昭43 塙書房)を参看)。

(46) 田中は同本の奥書に見える家久あたりの作為かとしている。田中前掲書補注一四一参照。

(47) 日本歌学大系本に拠る。傍線部の『大略』の引用と覚しい文言は「頼阿本」と必ずしも同一でない点は注意される。註10の『正徹物語』の場合と似た事情を想定しうる。

(48) 了俊における『大略』受容の詳細については田中裕前掲書参照。

(49) 川平『和歌之切字可心得事』二種(『跡見学園女子大学国文学科報』13 昭60・3)参照。

(50) 巨視に亘る研究として土田将雄『細川幽斎の研究』(昭51 笠間書院)、井上宗雄『中世歌壇史の研究』三部書を挙げたい。モノグラフは近年統々と提出されつつある。

(51) 次の奥書に拠る。

這鈔雖愚鈍集答説述之匹耐々、  
慶長十二曆閏仲呂廿又三冀 從神武百餘代孫周仁御朱印

(52) 土田将雄「詠歌大概註解説」。註19掲出書付載。次に云う「省略註」についても土田註50掲出書に指摘あり。

(53) 天満宮本は江戸末期写、袋綴一冊本。引用する奥書の後に「森播磨守」とある。また別筆にて「明治三十年九月奉納」とある。

(54) 桑田忠親『山上宗二記の研究』(昭32 河原書房)に拠る。奥書から天正

一六年(1588)の筆録になることが知られる。同本の天正十七年本・十八年本については上掲書参照。

(55) 『実隆公記』享禄三年(1530)三月二一日条。

(56) 安田章生「茶道と定家」(『藤原定家研究 増補版』(昭50 至文堂)所収)参照。

(57) 清原宣賢抄とは別本。遠藤和夫「長恨詞鈔(神宮文庫蔵)」(『成城短期大学紀要』10 昭54・3)に拠る。

(58) 上野英二「曼殊院蔵 長恨聞書」(『国語国文』52・9 昭58・9)。なお鈴木博「長恨歌抄について——宣賢の講解態度——」(『国語国文』46・4 昭52・4)にも「長恨聞書」の引用した記載についての指摘がなされている。

(59) 『講談密注』『秘事直談鈔』には、ほぼ同文の次のような言説も見える。  
一 巻一とある本あり、是ハ奥の秀哥大略を巻二にあてゝいへり、不用。(引用は前者に拠る) 論述部に続くものとして大略部を位置づける説が紹介されている(ただし「不用」として斥けている)が、両部を分断する点で序文化と通い合うものであって、原著の論理構造とはやはり乖離している。しかし註釈を通じて齎された、一つの新たな意味づけであることは言うまでもない。又たとえば実隆以後の二条派流註書と見られる書陵部蔵『詠歌之大概抄』(353・46)に「詠哥之卜之ノ字ヲ入候事ハ毛詩ノ大序ニアル字ヲそのまゝにてある間、之ノ字を入たると也」とある。これは題号に「之」字を含む本を採り、かつ毛詩大序に效ったものとして論述部を把握する言説であり、序文化を通して定家の論理内容自体についても新たな解釈が施されて行く様を映し出すものであらう。

〔一九八五年十一月八日受理〕